

学校健康診断情報のマイナポータル等を通じたPHRの実現可能性に関する調査研究

報告書（抜粋版）

2020年3月30日

MRI 株式会社三菱総合研究所
デジタル・イノベーション本部／社会ICTソリューション本部

目次

検討の範囲・目的	2
学校健康診断結果の電磁的提供の実現方策（案）	7

I . 検討の範囲・目的

- 1 . 目的・背景
- 2 . 検討の対象と考え方

1. 目的・背景

- 児童生徒等の健康診断（以下、学校健康診断と言う）結果は電子的に保存している学校、紙媒体により保存している学校など、さまざまであり、また電子的に保管している場合でも、文部科学省が導入を推進している「統合型校務支援システム」により保管している学校もあれば独自の方法により電子化し保管している学校や電子化せずに紙で保管している学校もある。
 - 一方、政府では、生涯にわたる健診・検診情報のデジタル化、PHR化を推進しており、中でも「乳幼児期・学童期の検診・予防接種などの健康情報を一元的に活用できる仕組み」の構築に向けた検討を推進している。学校健康診断についても、政府全体のPHR推進に係る議論と連携し、今後必要な工程を2020年夏までに取りまとめることとなっている。
 - そこで、今後、全国の各学校においてマイナポータル等を活用し、学校健康診断データを児童生徒及び保護者へ提供するための学校健康診断データの管理の条件を明らかにするとともに、それに伴う課題や経費について調査研究を行うこととなった。
- ▼
- 本報告書は、こうした背景を受けて、学校健康診断情報をマイナポータル又は選択可能な他の手段を活用して児童生徒及び保護者に電磁的に提供する場合に必要な環境について、実現可能性のある方策と、それぞれの方策を実現するために必要な法制度対応、関係者の業務、コストを整理したものである。
- ▼

なお、政府方針では、2022年度を目途に学校健康診断を含むすべての健診・検診情報のデジタル化対応を目標としていることから、以下の観点で実現方策を選定できることを目指した

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき、予防等への分析・活用ができるよう児童生徒に利用しやすい形でデータ提供を行う
- 学校現場での事務負担を増やさず、学校現場の効率化につながる施策を検討する
- 早期（2022年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する）に実現できる手段を検討する
- 構築や運用に大きな費用負担を生まない方法を検討する

2. 検討の対象と考え方－ライフステージと健診の種類－

■ 日本では、ライフステージに応じて健康診断を受けることになっており、それぞれ根拠法令や実施主体、健診項目が異なっている。



健診名	乳幼児健康診査	就学時の健康診断	学校健康診断	一般健康診断	妊婦健診	特定健診
根拠法	母子保健法 第十二条	学校保健安全法 第十一条	学校保健安全法 第十三条	労働安全衛生法 第六十六条	子ども・子育て支援法 第五十九条第十三項 母子保健法 第十三条	高齢者の医療の確保に関する法律 第二十条
対象者	満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児 満三歳を超え満四歳に達しない幼児	翌学年の初めから学校に就学する者	児童生徒等	労働者	妊婦	四十歳以上七十四歳以下の被保険者・被扶養者（七十五歳以上は後期高齢者の健康診査）
実施者	市町村	市町村の教育委員会	学校	事業者	市町村	医療保険者

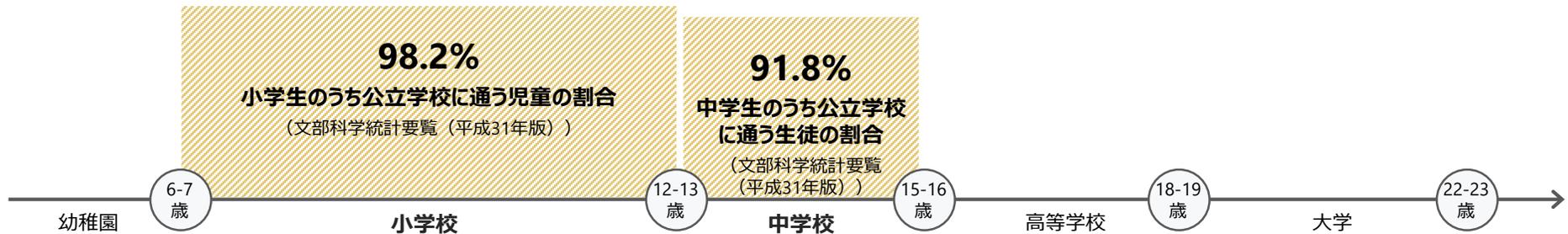
【健診項目】 ※赤文字は他の健診と共通する項目

乳幼児健康診査	就学時の健康診断	学校健康診断	一般健康診断	妊婦健診	特定健診
※3歳児健診の健診項目 一 身長及び体重 二 栄養状態 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 四 皮膚の疾病の有無 五 眼の疾病及び異常の有無 六 耳鼻咽いん頭疾患及び皮膚疾患の有無 七 四肢運動障害の有無 八 精神発達の状態 九 言語障害の有無 十 予防接種の実施状況 十一 育児上問題となる事項(生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等) 十二 その他の疾病及び異常の有無 歯科健康診査は、歯及び口腔の疾病及び異常の有無について行うものとする。 (乳幼児健康診査実施要綱)	一 栄養状態 二 脊せき柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 三 視力及び聴力 四 眼の疾病及び異常の有無 五 耳鼻咽いん頭疾患及び皮膚疾患の有無 六 歯及び口腔くうの疾病及び異常の有無 七 その他の疾病及び異常の有無 (学校保健安全法施行令 第二条)	一 身長及び体重 二 栄養状態 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 四 視力及び聴力 五 眼の疾病及び異常の有無 六 耳鼻咽いん頭疾患及び皮膚疾患の有無 七 歯及び口腔くうの疾病及び異常の有無 八 結核の有無 九 心臓の疾病及び異常の有無 十 尿 十一 その他の疾病及び異常の有無 (学校保健安全法施行規則二の疾病及び異常節第六条)	一 既往歴及び業務歴の調査 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 三 身長、体重 、腹囲、視力及び聴力の検査 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査 五 血圧の測定 六 貧血検査 七 肝機能検査 八 血中脂質検査 九 血糖検査 十 尿検査 十一 心電図検査 (労働安全衛生規則第四十四条)	(毎回行う健診) 一 健康状態の把握(妊娠週数に応じた問診・診察) 二 体重測定 三 血圧測定 四 尿検査(尿たんばく、尿糖) 五 保健指導 六 血圧 七 子宮底長 八 腹囲 九 浮腫 (時期ごとに行う健診) 身長 子宮頸がん検診 血液検査(各感染症検査) B群溶血性連鎖球菌検査(膣分泌物培養検査) 超音波検査 (妊婦健康診査の実施について)(平成21年02月27日雇児母発第227001号)	一 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。) 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 三 身長、体重 及び腹囲の検査 四 BMIの測定 五 血圧の測定 六 肝機能検査 七 血中脂質検査 八 血糖検査 九 尿検査 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行うもの (特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準)

2. 検討の対象と考え方 – 本事業の検討範囲と重視する観点 –

- 本事業での検討は、**公立の小学校・中学校において実施される学校健康診断**（学校保健安全法第十三条に基づき実施）を対象とする。

※就学時の健康診断（学校保健安全法第十一条に基づき実施）は含まない。



- ただし、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」(2019年6月21日閣議決定)では、「生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため」と記載されている。
- そのため、学校健康診断においても、今後、学校の設置主体に関わらず学校健康診断情報を提供する仕組みや、住所地と紐づかない場所に通学することの多い高等学校や大学、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校においても同様の対応ができるよう検討する必要がある。

【検討において重視する観点】(再掲)

上記に基づき、実現に向けた制度、運用方策を検討する際には以下の観点に留意する。

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき、予防等への分析・活用ができるよう児童生徒に利用しやすい形でデータ提供を行う
- 学校現場での事務負担を増やさず、学校現場の効率化につながる施策を検討する
- 早期（2022年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する）に実現できる手段を検討する
- 構築や運用に大きな費用負担を生まない方法を検討する

上記より、**乳幼児健康診査及び妊婦健診、特定健診と同様にマイナポータルで閲覧でき、かつ個人番号制度における中間サーバー、民間送達サービスという既存インフラの利用を前提として検討することとした。**

(参考) 学校健康診断に関する事務と根拠法令

■ 学校健康診断に係る主な事務と根拠法令は以下の通り。

- 学校健康診断は、学校において、毎学年定期（各年六月三十日まで）に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く）の健康診断を実施し、結果に基づき健康診断実施後二十一日以内に適切な措置をとることが定められている（学校保健安全法 第十三条、学校保健安全法施行規則 第五条 第八条）。
- 実施した結果は学校において、児童生徒等の健康診断票を作成し、児童生徒が進学又は転学した場合には生徒の健康診断票を進学先・転学先の校長に送付することが定められている。また、健康診断票は五年間の保存が定められている（学校保健安全法施行規則 第五条 第八条）。
- 実施結果は、学校の長より、指定された調査票に基づき学校保健統計調査として都道府県知事を通じて文部科学大臣に報告することとなっている（学校保健統計調査規則第四条～第九条）。

主体	実施内容	根拠
学校	健康診断の実施（六月三十日まで）	学校保健安全法 第十三条 学校保健安全法施行規則 第五条
	学校医を置く	学校保健安全法 第二十三条
	健康診断票の作成	学校保健安全法施行規則 第八条 第九条
	児童生徒及びその保護者に健康診断結果を通知（健康診断実施後二十一日以内）	
	校長が健康診断票を児童生徒の進学先・転学先の校長に送付	
	健康診断票は、学校を卒業した日から五年間保存	
学校の長	健康診断の結果に基づく学校保健統計調査の報告	学校保健統計調査規則 第四条、第五条、第六条
教育委員会	学齢簿の加除訂正（健康診断対象児童生徒の把握）	学校教育法施行令第三条
	学校保健統計調査票の作成	統計法施行令別表第五（第四条関係）

※学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園のことを指す（学校教育法 第一条）

学校健康診断結果の電磁的提供の実現方策（案）

1. 校健康診断結果の電磁的提供の大前提と実現方策以外の検討課題
2. 学校健康診断結果の電磁的提供の実現方策（案）の分類
- 3 – 1. 閲覧方法①「あなたの情報」から閲覧する場合
- 3 – 2. 閲覧方法②「もっとつながる」で閲覧する場合
4. 提供方法ごとの法制度についての整理
5. 見積もり
6. 実現方策のメリット・デメリット

1. 学校健康診断結果の電磁的提供の大前提と実現方策以外の検討課題

- 公立小中学校だけでも全国に約3万あり、小学校、中学校においては同一学区内での進学、転学が多いことを踏まえると、学校単位で学校健康診断情報の電磁的提供を行うことは非効率。児童生徒の住所地の教育委員会が学齢簿を管理していることを踏まえると、全ての児童生徒の学校健康診断情報を漏れなく電磁的提供するためには、市町村教育委員会が実施主体となることが望ましい。
- 文部科学省が従前導入を推進してきた「統合型校務支援システム」の全国公立学校への普及をこれまで以上に推進し、かつ、教育委員会と学区内の学校との校務ネットワークの整備によるデータ連携を実現することが大前提と考えられる。

学校健康診断結果の電磁的提供（公立学校）の大前提

- 学校健康診断結果の電磁的提供は教育委員会が行う
- 児童生徒の住所地の教育委員会（※）が、当該児童生徒の学校健康診断結果データを管理する
- ※学齢簿は児童生徒の住所地の教育委員会が管理するが、学校健康診断は学校が実施するため、「学校所在地の教育委員会」の事務とするかは要検討
- 統合型校務支援システムが学校に導入されており、学校健康診断結果データが標準フォーマットで出力可能

- 学校健康診断情報の電磁的提供は、政府方針によれば「生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進める」ことを目的としている。目的を達成するためには、現状、児童生徒及び保護者にお知らせしている学校健康診断結果の通知（医師等の所見があった旨の通知と医療への誘導など）では情報が不足している。
- 学校健康診断結果を生涯にわたり活用するためには、現行法で定められた保存期間（5年）経過後も活用できる環境が必要である。
- 学校健康診断情報の電磁的提供を工程表に掲げられた目標年度までに実現するためには、前述の大前提の実現を目指すとともに、以下の2つの課題について早急に検討し、決定すべき。

学校健康診断結果の電磁的提供についての検討課題

- 学校健康診断結果を電磁的に提供する際に、児童生徒及び保護者に提供する情報項目の決定
- 学校健康診断結果データの保存期間又は法律上の保管期限後の活用環境

2. 学校健康診断結果の電磁的提供の実現方策（案）の分類

- 学校健康診断結果を当該児童生徒及び保護者へ提供するための方策として、マイナポータルから閲覧可能な方策を検討した。
- マイナポータル等を活用したデータの閲覧方法には、マイナポータルの①「自己情報表示（以下、「あなたの情報」と言う）」で閲覧する方法、同②「もっとつながる」で閲覧する方策が考えられる。
- 閲覧データの登録方法については、①「あなたの情報」から確認する方策では、a.「教育委員会の中間サーバー」の利用が考えられる。
- ②「もっとつながる」で閲覧する方策では、b.「民間送達サービスの閲覧用サーバー」と、c.「学校健康診断結果管理サーバー（LGWAN-ASP新規）」の2つが考えられる。

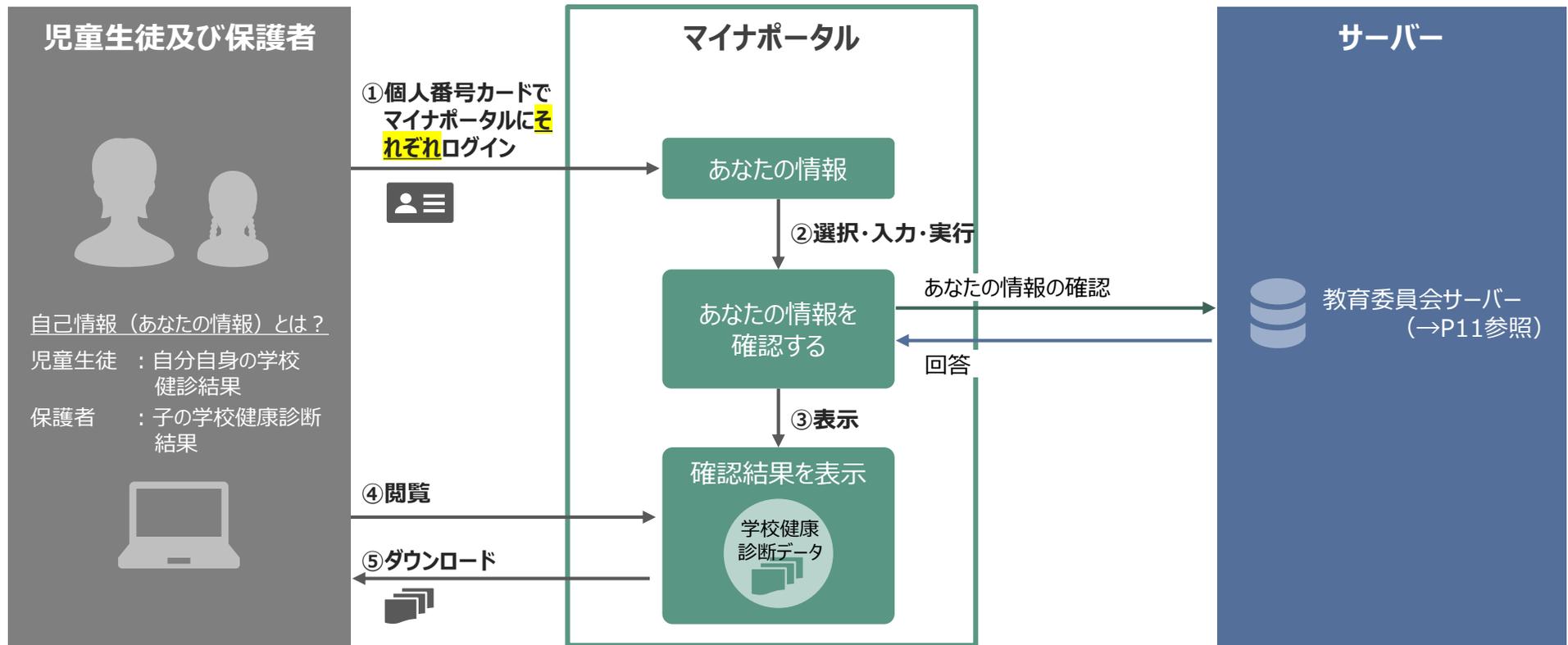
【閲覧方法と閲覧データ登録方法のパターン】

閲覧方法		閲覧用データの管理用識別子	概要
① 自己情報表示 （あなたの情報） 機能を使って閲覧	a. 教育委員会中間サーバー利用	個人番号	教育委員会中間サーバーに副本登録されたデータを、自己情報表示機能で閲覧させる。識別子には、個人番号を利用する（個人番号は児童生徒及び保護者より取得する）
② 「もっとつながる」 から、外部サイト に接続して閲覧	b. 民間送達ファイルサーバー利用	統合型校務支援システムで生成される児童生徒を一意に管理可能な独自ID	民間送達サービスの閲覧サーバーに格納されたデータを「もっとつながる（外部サイト）」から閲覧させる。学校健康診断結果データは教育委員会単位の統合型校務支援システムサーバーから転送するか、統合型校務支援システムベンダーが運用するクラウドから転送する
	c. 民間送達サービス利用（学校健康診断結果管理サーバー利用－（LGWAN-ASP新規））		学校健康診断結果管理サーバーを新規に構築・運用し、「もっとつながる（外部サイト）」から、民間送達サービスを利用して、LGWAN-ASPとして、学校健康診断結果管理サーバーを新たに構築し、そこに格納されたデータを閲覧させる。 ※本サービスは2020年秋以降に民間送達サービス事業者により提供される予定

3-1. 閲覧方法①「あなたの情報」で閲覧する場合 – 閲覧フロー –

- マイナポータル「あなたの情報」機能を利用して学校健康診断データを閲覧する場合、児童生徒及び保護者は、学校健康診断結果を閲覧するための特別な準備は不要（マイナポータルが利用できる状態であることは必須要件）。
- 閲覧フローは以下のとおり。

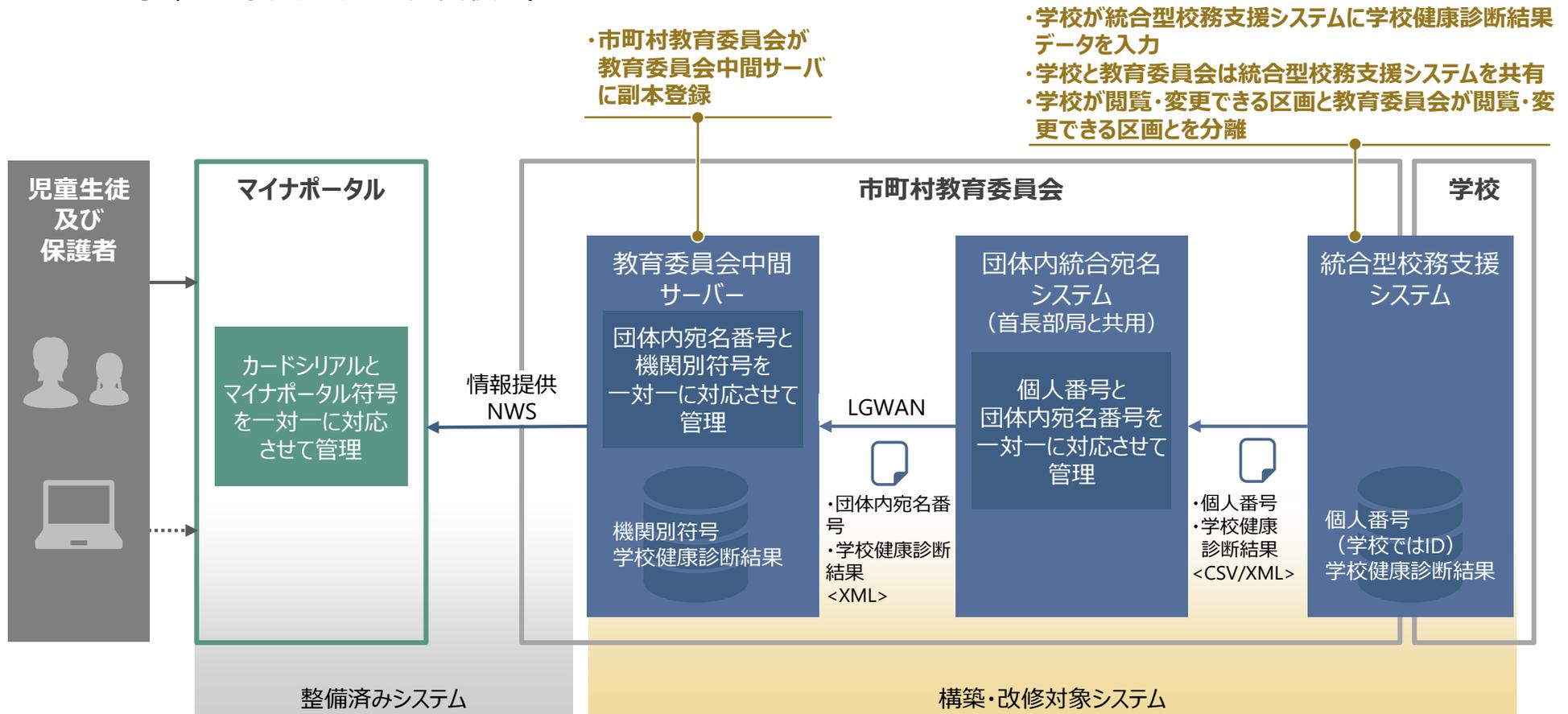
Step1：個人番号カードを利用し、マイナポータルにログインし、「あなたの情報」から「使ってみる」を選択
 Step2：「あなたの情報を確認する」に、どのような情報を確認するかを入力し、「あなたの情報の確認」を実行する
 Step3：「確認結果を表示する」を選び、閲覧可能な情報を閲覧、閲覧済となったあなたの情報は、ログアウト後に、自動削除されるため、閲覧時に利用中のパソコン等に保存する



3-1. 閲覧方法①「あなたの情報」で閲覧する場合 – 閲覧データの登録方法 –

a. 教育委員会中間サーバー利用

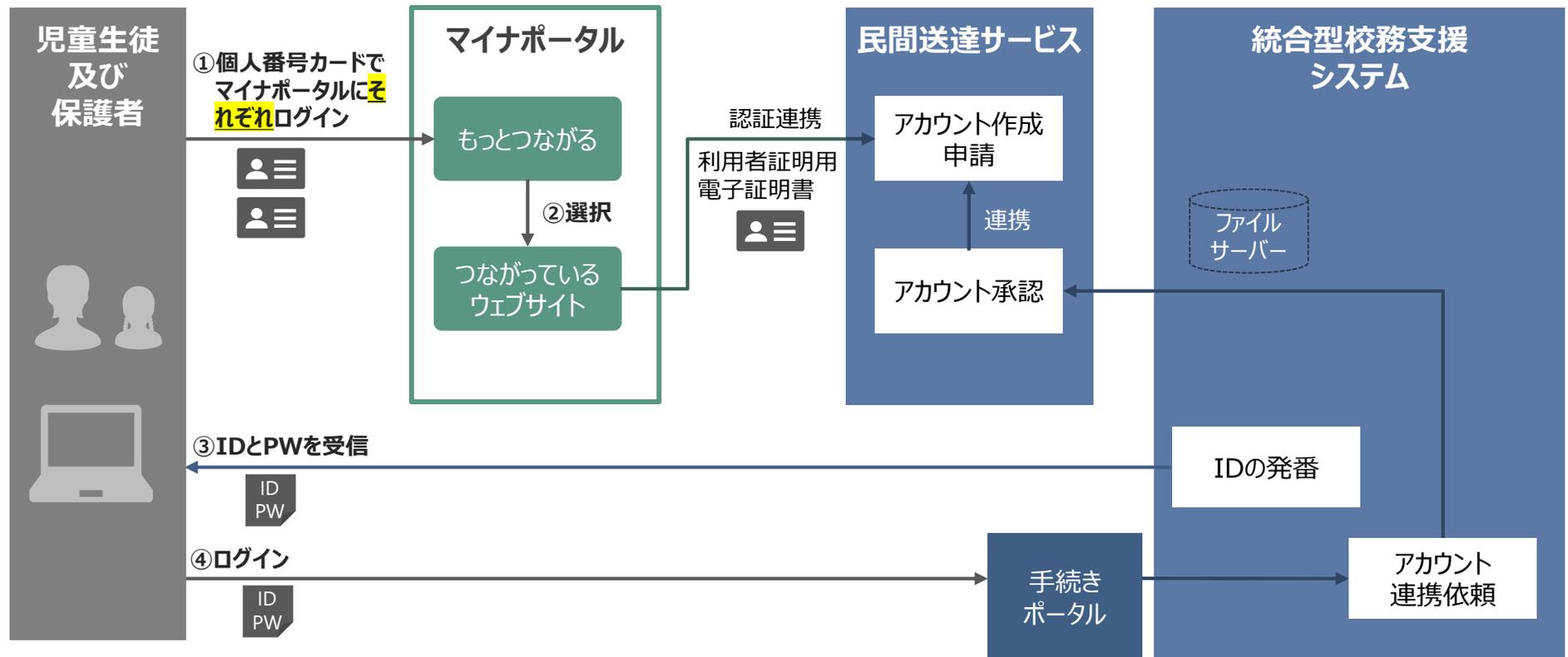
- マイナポータル「あなたの情報」で児童生徒及び保護者が自己情報を閲覧できるように、教育委員会中間サーバーに学校健康診断結果を副本登録する。
- マイナポータルと学校健康診断結果データの対応には、個人番号（教育委員会）を利用する（ただし、学校は、個人番号と児童生徒を一対一に対応させるためのIDを利用し、個人番号は扱わない）。
- 個人番号は、教育委員会が保護者から書面で取得する（学校で調査票を児童生徒に配布する方法や、民間の番号収集サービス事業者に委託する方法も要検討）。



3-2. 閲覧方法②「もっとつながる」で閲覧する場合 - 閲覧フロー - i. 初期登録

- マイナポータル「もっとつながる」機能を利用して学校健康診断結果を閲覧する場合、閲覧には民間送達サービスにアカウントを作成し、民間送達サービス内のアカウントと学校が持つアカウントを結び付けるための初期登録が必要。
- 初期登録フローは以下のとおり。

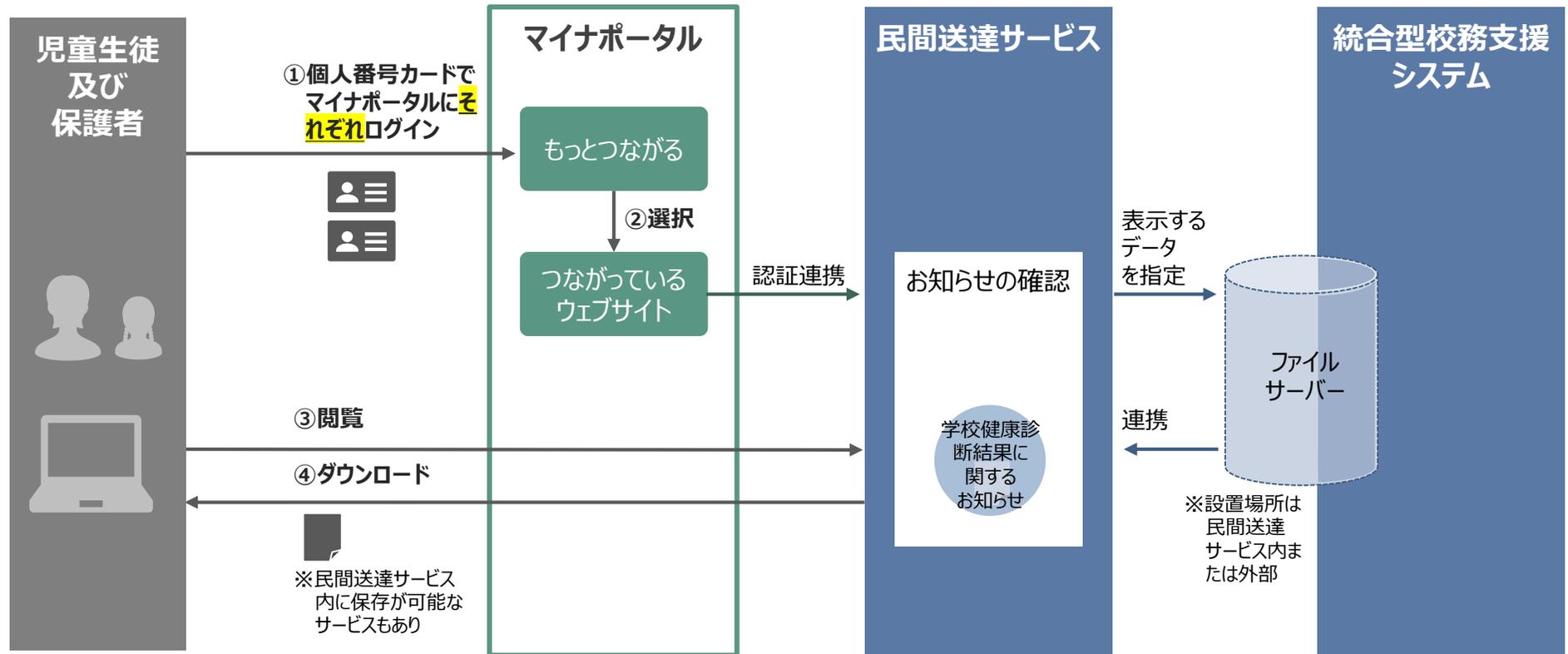
Step1 : 個人番号カードを利用し、マイナポータルにログインし、「もっとつながる（外部サイト）」の「使ってみる」を選択
 Step2 : 「つながっていないウェブサイト」の中から、学校健康診断結果を閲覧する民間送達サービスを選び「つなぐ」をクリックし、同意確認をする
 Step3 : 個人番号カードを利用して、民間送達サービスの利用の申請を行う。利用申請が実施されると民間送達サービス内にアカウントができる
 Step4 : 民間送達サービス内のアカウントと学校が持つアカウントを結び付けるための手続きポータルで必要な情報を入力し、アカウントを対応させる



3-2. 閲覧方法②「もっとつながる」で閲覧する場合 - 閲覧フロー - ii. 閲覧

- 初期登録が完了したら、マイナポータル内の「もっとつながる」機能を利用して学校健康診断データを閲覧する。
- 閲覧フローは以下のとおり。

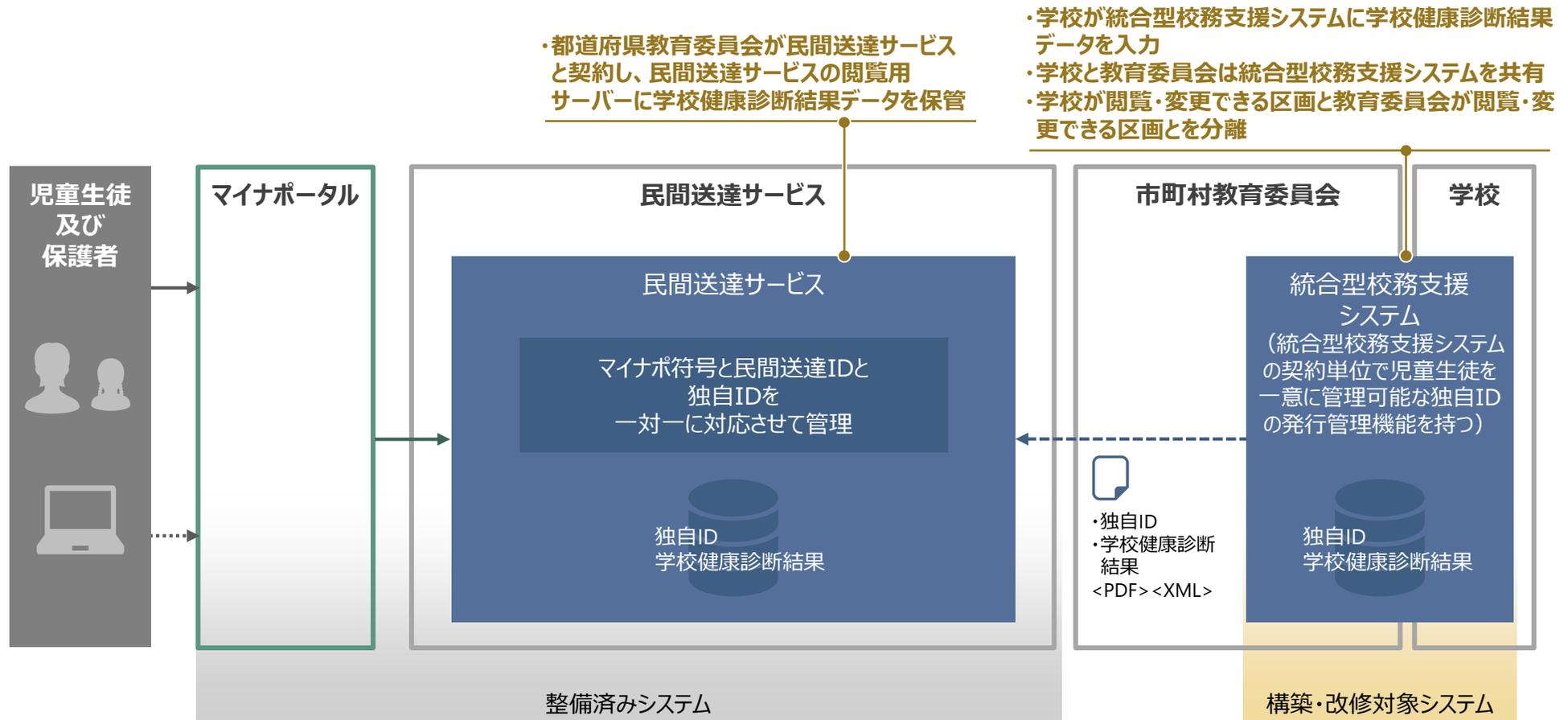
Step1 : 個人番号カードを利用し、マイナポータルにログインし、「もっとつながる（外部サイト）」から「使ってみる」を選択
 Step2 : 「つながっているウェブサイト」の中から、学校健康診断結果を閲覧する「民間送達サービス」を選択する
 Step3 : 「民間送達サービス」の中に来ている学校健康診断結果に関するお知らせを選び、閲覧可能な情報を閲覧する（閲覧後の処理については、ダウンロードし自身で保管する方法や民間送達サービス内で保存する方法が考えられる）



4. 閲覧方法②「もっとつながる」で閲覧する場合 – 閲覧データの登録方法 –

b-1. 民間送達ファイルサーバー利用（教育委員会設置サーバー利用）

- マイナポータルから「もっとつながる」で児童生徒及び保護者が自己情報を閲覧できるように、教育委員会に設置された統合型校務支援システムのサーバーから民間送達サービスのサーバーに学校健康診断結果を転送し、登録する。
- マイナポータルと学校健康診断結果データ対応させるには、民間送達サービス内で生成されるID（以下、民間送達IDと言う）と統合型校務支援システムにて発番する独自ID（契約単位で児童生徒をユニークに管理するシステムID）を利用する。



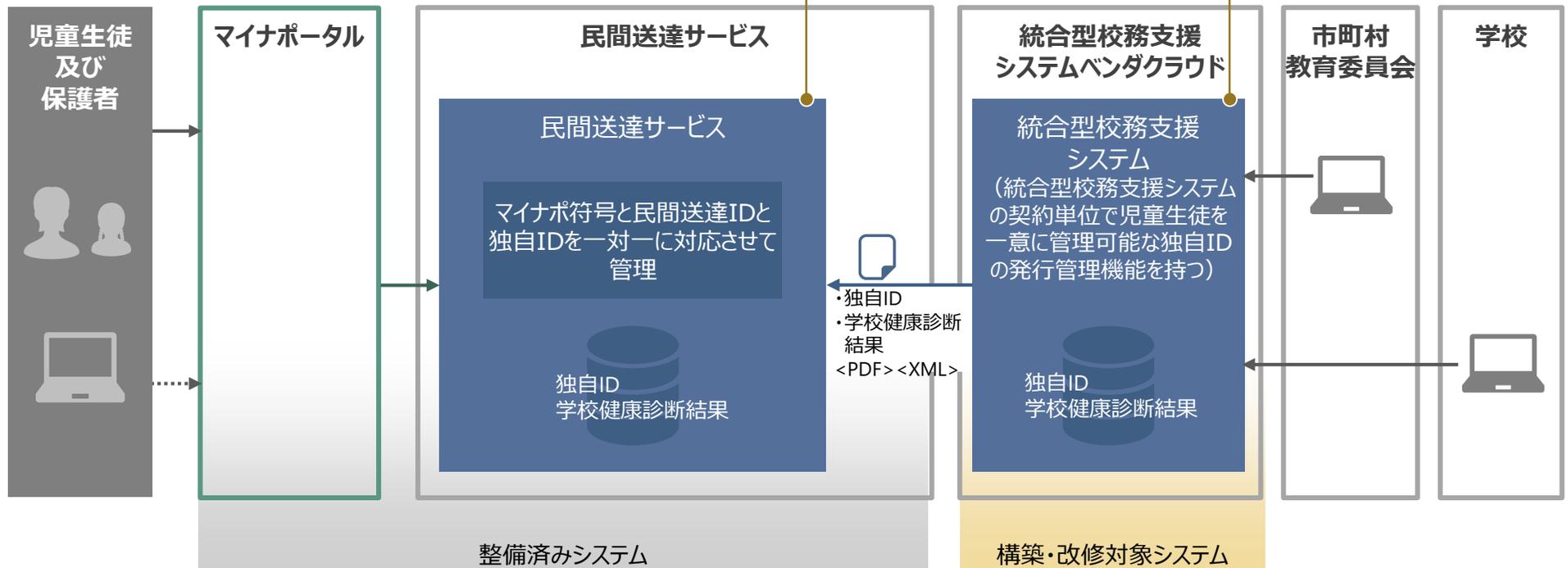
4. 閲覧方法②「もっとつながる」で閲覧する場合 – 閲覧データの登録方法 –

b-2. 民間送達ファイルサーバー利用（統合型校務支援システムクラウド利用）

- マイナポータルから「もっとつながる」で児童生徒及び保護者が自己情報を閲覧できるように、統合型校務支援システムベンダーが運用するクラウドサーバーから民間送達サービスのサーバーに学校健康診断結果を転送し、登録する。
- マイナポータルと学校健康診断結果データを対応させるには、民間送達IDと統合型校務支援システムにて発番する独自ID（契約単位で児童生徒をユニークに管理するシステムID）を利用する。

・教育委員会が民間送達サービスと契約し、民間送達サービスの閲覧用サーバーに学校健康診断結果データを保管

・ベンダーのクラウド環境に統合型校務支援システムを設置
 ・学校が統合型校務支援システムに学校健康診断結果を入力
 ・学校と教育委員会は統合型校務支援システムを共有
 ・学校が閲覧・変更できる区画と教育委員会が閲覧・変更できる区画とを分離

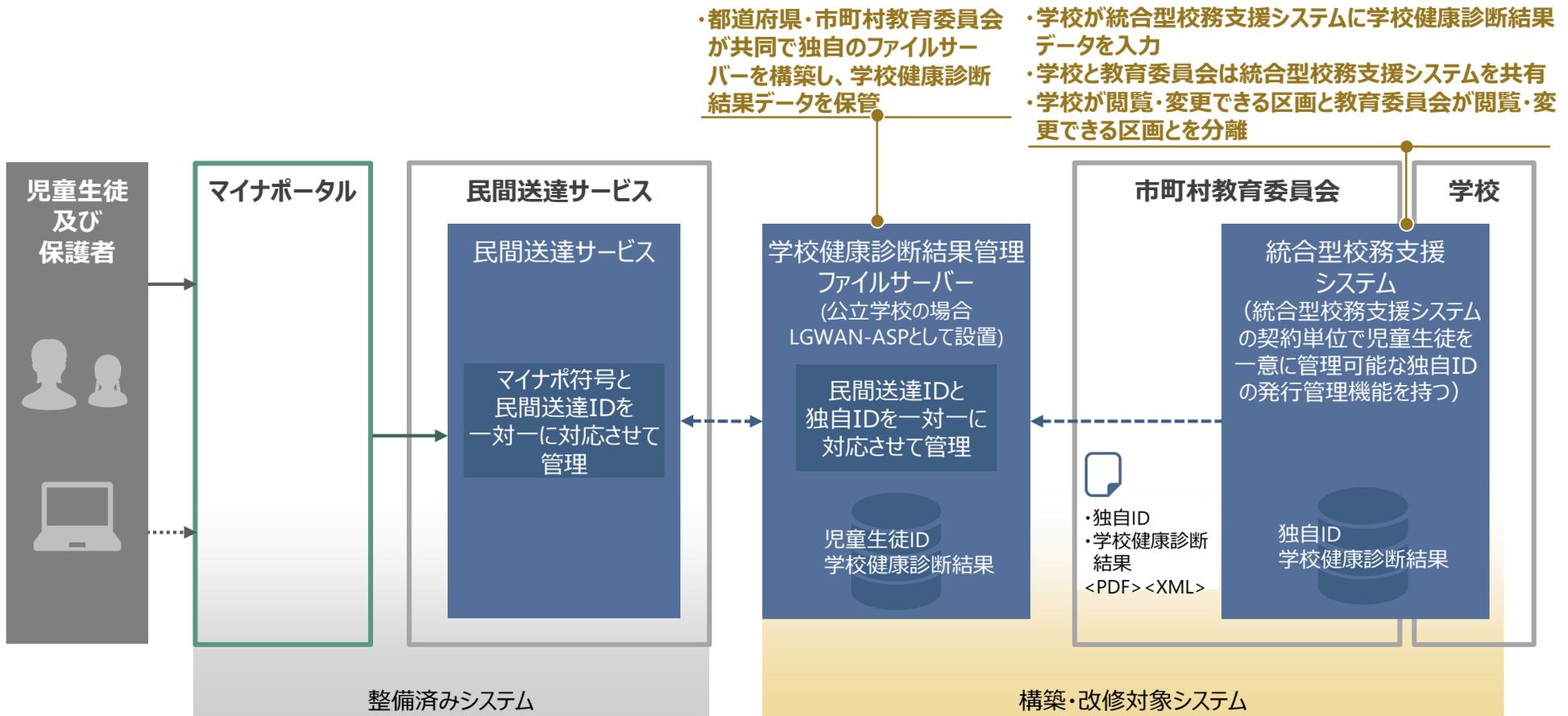


4. 閲覧方法②「もっとつながる」で閲覧する場合 – 閲覧データの登録方法 –

c. 民間送達サービス利用（学校健康診断結果管理サーバー利用（LGWAN-ASP 新規））

- マイナポータルから「もっとつながる」で児童生徒及び保護者が自己情報を閲覧できるように、教育委員会が共同で管理する学校健康診断専用のファイルサーバー（公立学校の場合はLGWAN-ASPとして設置）に保存された学校健康診断結果を、民間送達サービス経由で参照させる方法。
- マイナポータルと学校健康診断結果データを対応させるには、民間送達IDと統合型校務支援システムにて発番する独自ID（契約単位で児童生徒をユニークに管理するシステムID）を利用する。

※本サービスは、2020年秋以降、一部の民間送達サービス事業者が運用開始予定



5. 提供方法ごとの法制度についての整理

提供方法（案）	対応しなければいけないこと	関係法令
a～c共通	学校健康診断結果を電磁的に児童生徒及び保護者に提供すること	学校保健安全法施行規則第九条
	健康診断結果の電磁的提供は学校単体ではなく、教育委員会が行うようにすること	学校保健安全法施行規則第九条
a. 教育委員会中間サーバー利用 ※個人番号は児童生徒・保護者から収集	学校健康診断事務で個人番号を取り扱えるようにすること（取扱者と取扱事務を追加）	個人番号法別表第一、第二 住民基本台帳法別表第一
	教育委員会が児童生徒及び保護者から個人番号を収集できるようにすること	学校保健安全法施行規則第九条
b. 民間送達ファイルサーバー利用	個人情報を含む情報を外部保管できるようにすること（法令等で定めがある場合は提供できるため、法令に「民間送達サーバー」又は「統合型校務支援システムクラウド」の文言を盛り込むことが必須）	学校保健安全法施行規則第九条
c. 民間送達サービス利用 （学校健康診断結果管理サーバー利用 （LGWAN-ASP新規））	—	—

6. 見積もり（初期費用）

■ 実現方策案ごとの費用を初期費用と経常費用に分けて算出した。

「-」：各方式を実現する際に不要なシステム等

「×」：各方式を実現する際に費用が生じないシステム等

		方式a 教育委員会 中間サーバー利用	方式b-1 民間送達ファイルサーバー 利用 (教育委員会設置 サーバー利用)	方式b-2 民間送達ファイルサーバー 利用 (統合型校務支援システム クラウド利用)	方式c 民間送達サービス利用 (学校健康診断結果管理 サーバー利用 (LGWAN-ASP新規))
初期費用	文部科学省関連システム				
	統合型校務支援システム改修費	1億	1億	1億	1億
	ファイルサーバー構築費用	-	-	-	10億
	ネットワーク回線初期設定料金・工事費				
	学校－教育委員会 (29,273⇔1,724)	～15億	～15億	～6億	～15億
	教育委員会 ←→中間サーバーまたは 保存用サーバー (1,724⇔1)	×	～1億	×	×
	保存用サーバー ←→民間送達サービス (1⇔1)	-	-	～1億	～1億
	その他サービス利用料				
	民間送達サービス (マイナポータル間の回線を含む)	-	～10億	～10億	～10億
	他省所管システム				
	団体内統合宛名システム改修費	×	-	-	-
	教育委員会中間サーバー改修費	～1億円	-	-	-
マイナポータル改修費	-	-	-	-	
初期費用計	～17億円	～27億円	～18億	～37億円	

6. 見積もり（経常費用）

「-」：各方式を実現する際に不要なシステム等

「×」：各方式を実現する際に費用が生じないシステム等

		方式a 教育委員会 中間サーバー利用	方式b-1 民間送達ファイルサーバー 利用 (教育委員会設置 サーバー利用)	方式b-2 民間送達ファイルサーバー 利用 (統合型校務支援システム クラウド利用)	方式c 民間送達サービス利用 (学校健康診断結果管 理サーバー利用 (LGWAN-ASP新規))
経常費用	文部科学省関連システム				
	統合型校務支援システム	×	×	×	×
	ファイルサーバー	-	-	-	2億
	ネットワーク回線料金				
	学校-教育委員会 (29,273⇔1,724)	~121億	~121億	~20億	~121億
	教育委員会 ↔中間サーバーまたは 保存用サーバー (1,724⇔1)	×	1億	-	×
	保存用サーバー ↔民間送達サービス (1⇔1)	-	-	~1億	~1億
	その他サービス利用料				
	民間送達サービス (マイナポータル間の回線を含む)	-	~28億円	~28億円	~28億円
	他所管システム				
	団体内統合宛名システム運用保守費	×	-	-	-
	教育委員会中間サーバー利用料	~1億	-	-	-
マイナポータル利用料	×	×	×	×	
経常費用合計	~122億	~150億	~50億	~150億	
初期費用+5年間の経常費用	~627億	~777億	~268億	~787億	

7. 実現方策のメリット・デメリット①

■ 各方策について、法制度面（【制】）、技術・運用面（【運】）の双方から、メリット・デメリットを整理した。

※学校健康診断結果データの標準化、教育委員会と学校とのネットワーク化により、いずれの方法でも統計報告の事務は効率化が期待できる

	メリット	デメリット		
① a.教育委員会中間サーバー利用	<p>【運】個人番号利用のための既存の仕組みを活用できるため整備コストを抑えることができる ※なお、教育委員会中間サーバーの改修費用は要調整</p> <p>【運】個人番号利用のための既存の仕組みである情報照会の仕組みを使って、進学先・転学先から進学元・転学元の教育委員会に情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会の仕組みが存在する ※ただし、現行の教育委員会中間サーバーでは、情報提供は行っていない。また、現在情報照会に利用しているのは都道府県教育委員会の一部のみ</p>	<p>【制】個人番号の利用について、番号法改正、住民基本台帳法改正が必要</p> <p>【制】本人から個人番号の取得ができない場合についての対応の検討が必要</p> <p>【運】中間サーバーの改修が必要</p> <p>【運】教育委員会で特定個人情報を取り扱うための対応（PIA等）が必要</p> <p>【運】個人番号を安全・確実に取得するための業務が発生し、コストがかかる</p>	<p>【運】教育委員会内統合宛名システムの改修が必要となる場合がある</p>	
② b-1.民間送達ファイルサーバー利用（教育委員会設置サーバー利用）	<p>【制】法改正は文部科学省所管の法令のみとなり負担が少ない</p> <p>【運】特定個人情報を取扱うための運用が不要</p>	-	<p>【運】統合型校務支援システムの契約単位での独自ID発行機能が必要</p> <p>【運】民間送達サービスのサービス利用料が発生</p> <p>【運】学校にて、利用者である児童生徒及び保護者の民間送達IDと独自IDを一対一に対応させる作業が必要</p> <p>【運】同一市町村内の学校以外の学校への進学又は転学時に学校健康診断票を送付する別の仕組みが必要</p>	<p>【制】個人情報保護条例により、外部保管できない自治体がある</p>
b-2.民間送達ファイルサーバー利用（統合型校務支援システムクラウド利用）	<p>【運】②-b-1と比較し、サーバ設置・管理コストが安価</p>	<p>【運】同一市町村内の学校以外の学校への進学又は転学時に学校健康診断票を送付する別の仕組みが必要</p>	<p>【制】個人情報保護条例により、外部保管できない自治体がある</p>	
c.民間送達サービス利用（学校健康診断結果管理サーバー利用（LGWAN-ASP新規））	<p>【制】個人情報保護条例による制約がない形での整備・運用が可能</p>	<p>【運】同一市町村内の学校以外の学校への進学又は転学時に学校健康診断票を送付する別の仕組みが必要</p>	<p>【運】サーバーの設置コストがかかる</p>	

7. 実現方策のメリット・デメリット②

- 同様の方法を私立の小中学校等でも利用する場合を想定して、新たに生じるメリット・デメリットを整理した。

	私立等に対応するための方策	メリット		デメリット	
① a. 学校法人中間 サーバー利用型	<ul style="list-style-type: none"> • 私立学校の学校健康診断結果の電磁的提供は、私立学校法により定められた学校法人が実施する • 個人番号は学校法人が児童生徒及び保護者（以下、児童等）から取得 • 学校法人中間サーバーは、学校法人ごとに設置する場合と、複数の私立学校が共同で設置する場合とが考えられる 	【運】公立小中学校の場合と同様に実施することができる		【制】 個人番号の取得ができない場合についての対応の検討が必要 【運】 学校法人中間サーバーの構築が必要 【運】 学校法人又は私立学校共同体の規模により、特定個人情報を取り扱うための対応（PIA等）が必要 【運】 個人番号を安全に取得するための業務が発生	
② b-1. 民間送達ファイルサーバー 利用（教育委員会設置 サーバー利用）	<ul style="list-style-type: none"> • 学校法人又は私立学校共同体は独自に民間送達サービス提供事業者と契約を結び民間送達ファイルサーバーにデータを格納 	【制】【運】公立外の学校の住所地の教育委員会・学校設置者と児童等の住所地の教育委員会との間で、IDの通知や学校健康診断結果の授受が不要	【運】提供目的、提供先を明示し本人の同意を取得することで、既存のサービスを活用できる	【運】民間送達サービスのサービス利用料が発生 【運】学校にて、利用者である児童生徒及び保護者の民間送達IDと独自IDを一対一に対応させる作業が必要	-
b-2. 民間送達ファイルサーバー 利用（統合型校務 支援システムクラウド 利用型）					
c. 民間送達サービス利用 （学校健康診断結果管理 サーバー利用 （LGWAN-ASP新規））					